

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年11月1日」を「令和7年8月1日」に、「令和7年4月18日」を「令和8年3月31日」に、「965,100円」を「548,500円」に、「819,400円」を「830,100円」に、「720,100円」を「721,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例）

3 令和7年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得られた額

ア 市長 100分の10

イ 副市長 100分の7

ウ 教育長 100分の5

（2） 令和7年6月に支給された期末手当の額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める割合を乗じて得た額

ア 市長 100分の10

イ 副市長 100分の7

ウ 教育長 100分の5

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第21号」の次に「。以下「特別職給与条例」という。」を加える。

附則第2項中「令和3年11月1日」を「令和7年8月1日」に、「令和7年4月18日」を「令和8年3月31日」に、「720,100円」を「721,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和7年12月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額

(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に100分の5を乗じて得た額

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第21号」の次に「。以下「特別職給与条例」という。」を加える。

附則第2項中「令和3年11月1日」を「令和7年8月1日」に、「令和7年4月18日」を「令和8年3月31日」に、「720,100円」を「721,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和7年12月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額

（2） 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に100分の5を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (職員の給料月額の特例) 2 <u>令和3年11月1日から令和7年4月18日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「<u>965,100円</u>」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「<u>819,400円</u>」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。	附 則 (職員の給料月額の特例) 2 <u>令和7年8月1日から令和8年3月31日</u>までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,097,100円」とあるのは「<u>548,500円</u>」と、同条第2号中「892,600円」とあるのは「<u>830,100円</u>」と、同条第3号中「759,600円」とあるのは「<u>721,600円</u>」とする。 <u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u> 3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u> <u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得られた額</u> ア 市長 <u>100分の10</u> イ 副市長 <u>100分の7</u> ウ 教育長 <u>100分の5</u> <u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額</u> ア 市長 <u>100分の10</u> イ 副市長 <u>100分の7</u> ウ 教育長 <u>100分の5</u>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
(手当) 第3条 (略) 2 手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号 _____)の規定を準用する。 附 則 2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和7年4月18日までの間に限り</u>、同条中「759,600円」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。	(手当) 第3条 (略) 2 手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号。<u>以下「特別職給与条例」という。</u>)の規定を準用する。 附 則 2 第2条の規定の適用については、<u>令和7年8月1日から令和8年3月31日までの間に限り</u>、同条中「759,600円」とあるのは「<u>721,600円</u>」とする。 <u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u> 3 <u>令和7年12月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)</u>から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。 <u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u> <u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に100分の5を乗じて得た額</u>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
(手当) 第3条 (略) 2 手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号 _____)の規定を準用する。 附 則 2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和7年4月18日</u>までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。	(手当) 第3条 (略) 2 手当の額は、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号。<u>以下「特別職給与条例」という。</u>)の規定を準用する。 附 則 2 第2条の規定の適用については、<u>令和7年8月1日から令和8年3月31日</u>までの間に限り、同条中「759,600円」とあるのは「<u>721,600円</u>」とする。 <u>(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)</u> <u>3 令和7年12月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u> <u>(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額</u> <u>(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に100分の5を乗じて得た額</u>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

1 改正理由

市の財政状況を考慮し、特別職の給料月額を減額するため。

2 改正内容

(1) 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

- ・市長 548,500円 (減額率 50%)
 【減額措置前】 1,097,100円
- ・副市長 830,100円 (減額率 7%)
 【減額措置前】 892,600円
- ・教育長 721,600円 (減額率 5%)
 【減額措置前】 759,600円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

(2) 令和7年4月19日から令和7年7月31日まで

- ・市長 987,300円 (減額率 10%)
 【減額措置前】 1,097,100円
- ・副市長 830,100円 (減額率 7%)
 【減額措置前】 892,600円
- ・教育長 721,600円 (減額率 5%)
 【減額措置前】 759,600円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

※令和7年4月19日から令和7年7月31日までの減額分については、令和7年12月期期末手当において調整する。

3 施行日

令和7年8月1日から施行する。